

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新温泉町は、国民年金被保険者資格関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

新温泉町長

## 公表日

令和2年4月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法等の規定に則り、国民年金資格の管理、保険料の付加・免除・給付等の受理・審査・報告等を行う。 特定個人情報ファイルは以下の事務に使用する 1. 国民年金被保険者の資格異動届出等適用事務 2. 保険料免除・納付猶予等免除事務 3. 裁定請求事務 4. 日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの進達事務
③システムの名称	TopicsNEO 国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の第31の項 ・国民年金法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民安全課
②所属長の役職名	町民安全課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新温泉町 総務課 〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1 Tel:0796-82-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新温泉町 町民安全課 〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1 Tel:0796-82-5621

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I.7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	町民課	総務課	事後	
平成28年4月1日	I.7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	Tel:0796-82-5621	Tel:0796-82-3111	事後	
平成28年4月1日	I.8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	町民課	総務課	事後	
平成28年4月1日	I.8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	Tel:0796-82-5621	Tel:0796-82-3111	事後	
平成28年4月1日	II.1.対象人数	平成27年1月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年4月1日	II.2.取扱者数	平成27年1月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法等の規定に則り、国民年金資格の管理・付加・免除・給付の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 1. 被保険者の資格や年金受給者の管理 2. 日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの進達事務	管理、保険料の付加・免除・給付等の受理・審査・報告等を行う。 特定個人情報ファイルは以下の事務に使用する 1. 国民年金被保険者の資格異動届出等適用事務 2. 保険料免除・納付猶予等免除事務 3. 裁定請求事務 4. 日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの進達事務	事後	
平成29年4月1日	II.1.対象人数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	II.2.取扱者数	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	I.5.評価実施機関における担当部署	町民課 谷田善明	町民安全課 町民安全課長	事後	
令和1年6月1日	I.8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	新温泉町 総務課 〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1 Tel:0796-82-3111	新温泉町 町民安全課 〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1 Tel:0796-82-5621	事後	
令和1年6月1日	II.1.対象人数	平成29年4月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	II.2.取扱者数	平成29年4月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	IV.1.提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月1日	IV.2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	IV.3.目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV.3.権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV.4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託		○委託しない	事後	
令和1年6月1日	IV.5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV.6目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV.6不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV.7.特定個人情報の保管・消去		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV.8.監査		○自己点検 ○内部監査	事後	
令和1年6月1日	IV.9.従業者に対する教育・啓発		十分に行っている	事後	
令和2年3月1日	I.4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	未定	実施しない	事後	
令和2年3月1日	II.1.対象人数	令和1年6月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月1日	II.2.取扱者数	令和1年6月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	